

履修・試験等について

1 カリキュラム編成の基本方針

生命の尊厳を守り、個人を尊重し、人々の幸せのために奉仕するという使命感を育み、保健看護に関する科学・技術を統合的に修得します。

また、保健看護専門職には保健医療機関での対象者のケアという視点のみでなく、栄養、運動、休養など生活全般の改善や環境の保全などの保健の視点と、高齢者・障害者の介護を含めた福祉の視点から人々の暮らしを支えることが重要であることに鑑み、保健・医療・福祉を包括的に学習します。さらに、科学・技術の進展と社会のニーズに豊かに対応できるための基礎的な学力を備え、自主的な生涯学習の習慣づけができるようにします。

【カリキュラムの特徴】

教育課程は、「教養と人間学の領域」、「保健看護学の基盤となる領域」及び「保健看護学の専門となる領域」の3領域で構成しています。

「教養と人間学の領域」は、幅広い教養を身につけ、豊かな人間性及び優れたコミュニケーション能力を育成することを目的とし、「人間理解」、「社会の理解」、「科学の理解」、「コミュニケーション」の科目群を配置しています。

「保健看護学の基盤となる領域」は、保健看護学の土台となる「人間と生命倫理」、「保健と福祉」、「健康と病態」に関する科目群を配置しています。

「保健看護学の専門となる領域」は、人間を理解し、あらゆる状況に柔軟に対応し、的確な判断能力と問題解決能力を養うための保健看護の専門科目群を配置しています。

- ・主体的に学習する能力、問題解決能力、統合能力を養うため、少人数による学習を行います。
- ・予防、診断、治療、看護の過程を臨床の場を活用して、具体的な事例に即して修得します。
- ・ライフステージの全過程（出生、成長、発育、老化）の学習は、現実の暮らしを通して学ぶために、産院、保育所、小・中学校、企業、老人ホームなどで実習を行います。

2 授業

授業は、別に定める時間割表に基づいて行われます。

授業時間は、下記のとおりです。ただし、授業によっては変更する場合があります。

授業時限	時 間 帯
1 時 限	8 : 50 ～ 10 : 20
2 時 限	10 : 30 ～ 12 : 00
3 時 限	13 : 00 ～ 14 : 30
4 時 限	14 : 40 ～ 16 : 10
5 時 限	16 : 20 ～ 17 : 50

3 履修

(1) 授業科目

各授業科目の配当年次は、別表1「開設授業科目一覧表」のとおりです。必修科目は必ず履修しなければなりません。各授業科目の配当年次以外の履修は原則として認めないので、選択科目は配当された年次に履修できるよう計画を立ててください。

授業科目のうち別表2の左欄に掲げる科目の履修については、特に認める場合を除

き、当該科目に先立って、同表右欄で指定する科目を修得しなければなりません。

なお、単位を修得した授業科目は、再び履修することはできません。ただし、担当教員が認めたときは、その科目を聴講することができます。

(2) 履修登録

履修しようとする選択科目については、毎年決められた期間内に学生ポータルから履修登録を行う必要があります。併せて紙面による「履修届」（施行細則別記第1号様式）を指定の期日までに事務室に提出してください。届出のない授業科目は、履修することができません。また、後期開講科目の履修を変更したい場合は、事務室の指示に従い、指定の期日までに各自手続きをしてください。

なお、「履修届」の控えを必ず保有しておくこと。

4 試験

(1) 試験の方法

試験は、筆答、口答、実技、論文・レポート提出等により行います。

(2) 試験の実施時期

試験は、原則として各科目の所定の授業が終了した学期末に期間を定めて行いますが、科目によっては試験期間外に行うことがあります。

(3) 受験資格

原則として、履修する科目の授業時間数の3分の2以上出席した者（看護実習については、授業時間の全てに出席した者）でなければ試験を受けることはできません。

(4) 追試験

病気その他やむを得ない理由により試験を受けられなかった者は、願い出により追試験を受けることができます。

追試験を受けようとする者は、「追試験受験願」（施行細則別記第2号様式）に医師の診断書等その理由を証する書類を添えて、指定の期日までに事務室へ提出してください。

(5) 再試験

試験又は追試験で不合格となった者に対しては、担当教員の判定に基づき、再試験を行うことがあります。

再試験を行うときは、その日時等を事前に学生連絡用掲示板に掲示しますので、再試験を受けようとする者は、指定の期日までに「再試験受験願」（施行細則別記第3号様式）を事務室へ提出してください。

(6) 受験の際の注意事項

- ① 試験は指定の座席で受験すること。
- ② 携帯品のうち、受験のために必要な筆記用具および許可された物品以外はカバンに入れて足下等に置くこと。
- ③ スマートフォンや携帯電話などは、教室内には持ち込めない。個人ロッカー等に入れておく。
- ④ 試験開始30分を経過した後の入室を認めない。
- ⑤ 試験中に試験室外に出ると帰室を認めない。体調不良等、やむを得ない場合は教員の許可を得ること。なお、試験中にトイレに行くことも原則として認めない。
- ⑥ 試験開始後30分間は、教員の許可がない限り退室を認めない。
- ⑦ 受験中は不正行為と疑われるような行為を厳に慎むこと。疑わしい行為を注意した者には、当該試験の受験を中止し退室を命じることがある。
- ⑧ 受験中に不正行為を行った場合は、当該試験を含め、その期の試験すべてを不合格とする。また、本学学生懲戒規程に基づく懲戒処分（停学・訓告など）を行うことがある。

5 成績の評価

成績の評価は、100点を満点とし、その評価は、次の基準により行います。なお、再試験に合格した場合の成績は、60点となります。

評価	成績	基準	判定
優	80点以上	到達目標を十分に達成している	合格
良	70点以上80点未満	到達目標を達成している	
可	60点以上70点未満	到達目標を概ね達成している	
不可	60点未満	到達目標を達成していない	不合格

6 成績評価に対する異議申立て

自身の成績評価に質問・疑問等がある場合は、当該授業担当教員から説明を受けることができます。その上で、自身の成績評価に関して異議がある場合は、異議申立てをすることができます。ただし「成績評価に対する異議申立て」は、成績評価の変更を申請する制度ではありません。該当授業科目の評価方法に照らして疑義のある場合のみ、異議申立てを行ってください。

7 単位の授与

授業科目を履修し、その試験に合格した者に所定の単位を与えます。

ただし、「保健看護研究Ⅱ」と「保健看護管理演習」については、別に行う総合評価のための試験の成績評価と併せて単位を与えるものとします。

8 既修得単位の認定

本学部に入學する前に他の短期大学又は大学等において単位を修得している者は、本学部の授業科目の履修により修得したものとみなして、単位として認定できる場合があります。認定を受けようとする者は、所定の期日までに、「既修得単位等認定申請書」を事務室まで申請してください。

9 卒業要件

本学を卒業するためには、4年以上在学し、別表1「開設授業科目一覧表」に則り、必修科目と選択科目を合わせて126単位以上を修得しなければなりません。

《卒業に必要な単位数一覧表・令和2年度以前入学生適用（看護師充実コース）》

授業科目の区分	修得単位数	
	必修	選択
教養と人間学の領域	9単位	16単位以上
保健看護学の基盤となる領域	26単位	5単位以上
保健看護学の専門となる領域	61単位	9単位以上
合計	96単位	30単位以上
	126単位以上	

《卒業に必要な単位数一覧表・令和2年度以前入学生適用（保健師コース）》

授業科目の区分	修得単位数	
	必修	選択
教養と人間学の領域	9単位	16単位以上
保健看護学の基盤となる領域	28単位	3単位以上
保健看護学の専門となる領域	70単位	—
合計	107単位	19単位以上
	126単位以上	

※保健師コースについては、「10 保健師コースの選択について」を参照してください。

10 保健師コースの選択について

保健師コース選択希望者の募集は、2年次の12月～1月の間に実施します。

保健師コースの選択を希望する場合は、指定された期日までに「保健師コース選択願」を事務室に提出しなければなりません。希望者多数の場合は、必修科目の成績順で選考を行い、選択者を決定します。

なお、保健師コース選択者の決定後の選択希望の辞退は原則として認めないので、留意してください（その他詳細については、募集時にお知らせします。）

※養護教諭二種免許の取得について

養護教諭二種免許については、保健師免許の取得後、住所地の都道府県教育委員会に申請することにより、取得することができますが、この場合、以下の選択科目の履修が必要となりますので、留意してください。

《本学において履修が必要となる選択科目》

番号	選択科目名	単位数	配当年次
①	国家・社会と法	2	1～4年次配当
②	保健・スポーツ	1	1～4年次配当
③	運動健康学	1	2年次配当
④	情報科学	1	1～4年次配当

*②及び③については、どちらか1科目を履修してください。

（②及び③の2科目とも履修する必要はありません。）